

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

洲本市長 上崎 勝規

市町村名 (市町村コード)	洲本市 (28205)	
地域名 (地域内農業集落名)	角川 (角川)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月27日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域においては水稻及び露地野菜による農業経営を営む農家が多い。地区内は3地域(北、中、南)に分かれておりそれぞれの地域面積は広くさらに地域間の距離は離れている。地区内の農地についてはおおむね基盤整備事業が行われているが、未整備田においては放棄地の増加がみられる。各農家においては現状維持の傾向が強く規模拡大志向の農家は多くない。そのため10年先を見据えたときにはリタイヤする農家が増加する懸念がある。後継者が見込まれる農家については円滑な経営承継を進めていくと同時に、移住者を含めた新たな担い手の確保が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻と露地野菜(主にタマネギ)が中心であるが、ハウスにより経営の効率化を図っている農家もある。水稻については集落営農組織による共同化を図りコストの低減をはかるといった計画もあったが、角川地区は地域が広大なため集落営農組織については話が進んでいない。農業用機械の共同利用については一部の地域で実施がされているのでこれらについてはその範囲を拡大していきたい。農業従事者は高齢化が進み、今後継続できない農地については集約化を図ることが課題である。農地の賃貸借のあり方についても他地域や県内の事例を参考にしていきたいと考えている。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	29.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	27.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

角川地区とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域内の農地については、原則として地域の担い手が借り受けるなどの効率的な農業経営ができるように努めていきたい。そのためには日頃のコミュニケーションを図っていくことが大事である。また角川地区には8つの田主があるので農地の情報は田主に集まるようにしていきたい。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域計画策定後は農地中間管理機構を活用して農地の賃貸借をすすめていきたい
(3)基盤整備事業への取組方針
地域内では基盤整備はおおむねできている。できれば、高齢化も進んでいることから負担金ゼロの基盤整備ができるのであれば活用したい。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
他地域から計画的に就農希望者を確保できる体制を構築していき、新たな担い手の確保に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
コスト的に見合うのであれば活用したい。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ① 地域による鳥獣被害対策について、集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、目撃・被害発生場所等)づくりや、角川3地域(北、中、南)の情報の共有を図りたい。
- ③ スマート農業については農業機械の有効利用により取り組み始めている農家があるので実証しながら地域に拡大していきたい。
- ⑦ 中山間地域直接支払や多面的機能支払を活用して、地域ぐるみで農地等の保全・管理等を行う。